第一条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　広報室は、広報に関する事務（報道室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　広報室に、室長を置く。

第二条の見出しを「（食ビジョン推進室及び情報分析室並びに調査官、企画官及び調整官）」に改め、同条第一項中「政策課に、」の下に「食ビジョン推進室及び情報分析室並びに」を加え、「、調整官四人及び首席調整官一人」を「及び調整官四人」に改め、同条中第五項を削り、第四項を第八項とし、第三項を第七項とし、第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2　食ビジョン推進室は、食文化の継承の推進その他の食に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

3　食ビジョン推進室に、室長を置く。

4　情報分析室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産省の所掌事務に係る基本的な政策に関する情報の分析に関すること。

二　食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第十四条の規定による食料、農業及び農村の動向及び施策に関する年次報告等に関すること。

5　情報分析室に、室長を置く。

第六条の見出し中「会計監査室並びに」及び「、監査官」を削り、同条第一項中「会計監査室並びに」及び「、監査官十人」を削り、同条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、第六項を削り、第七項を第四項とし、第八項を第五項とし、第九項を第六項とする。

第八条の見出し及び同条第一項中「及び管理官」を「、管理官及び経理指導官」に改め、同条に次の一項を加える。

4　経理指導官は、地方農政局及び北海道農政事務所の所属に属する行政財産及び物品の管理に関する企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第九条を次のように改める。

（会計監査室並びに企画官、管理官、評価専門官、改善指導専門官及び会計監査官）

第九条　評価改善課に、会計監査室並びに企画官一人、管理官一人、評価専門官二人、改善指導専門官十五人及び会計監査官十人を置く。

2　会計監査室は、農林水産省の所掌に係る会計の監査に関する事務をつかさどる。

3　会計監査室に、室長を置く。

4　企画官は、命を受けて、評価改善課の所掌事務に関し調整を要する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

5　管理官は、評価改善課の所掌事務に関する業務の改善に関する重要事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

6　評価専門官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に関する政策及び業務の実施状況に関する事項についての調査、評価及び連絡調整に関する事務を行う。

7　改善指導専門官は、命を受けて、農林水産省の行政の監察に関する事務を行う。

8　会計監査官は、命を受けて、農林水産省の所掌に係る会計の監査に関する事務を行う。

第十条の見出し中「バイオマス推進室並びに」及び「及びバイオマス専門官」を削り、同条第一項中「環境バイオマス政策課」を「環境政策課」に、「バイオマス推進室並びに環境企画官三人及びバイオマス専門官一人」を「環境企画官二人」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「環境バイオマス政策課」を「環境政策課」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を削る。

第十二条の見出し中「輸出促進室並びに」を削り、「四十三人」を「四十一人」に改め、同条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項から第七項までを二項ずつ繰り上げる。

第十四条の三の見出しを「（情報室並びに管理官、会計専門官、情報企画官及び首席情報企画官）」に改め、同条第一項中「管理官及び会計専門官それぞれ一人」を「情報室並びに管理官一人、会計専門官一人、情報企画官六人及び首席情報企画官一人」に改め、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　情報室は、農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関する総合的な企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

3　情報室に、室長を置く。

第十四条の三に次の二項を加える。

6　情報企画官は、命を受けて、農林水産省の情報システムに関する技術の研究並びに当該システムの設計及び利用に関する専門の事項並びに管理課の所掌事務に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7　首席情報企画官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務を総括する。

第十四条の四を削り、第十四条の五を第十四条の四とし、第十四条の六第一項中「七人」を「六人」に改め、同条を第十四条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

（統計管理官及び数理官）

第十四条の六　統計部に、統計管理官五人及び数理官一人を置く。

2　統計管理官は、命を受けて、統計企画管理官のつかさどる職務のうち統計の整備及び利用についての研究及び連絡調整、統計の地域的分析及びこれについての指導並びに統計の作成に関する技術の研究及び調査に関するものを助ける。

3　数理官は、統計企画管理官のつかさどる職務のうち統計の設計に関する数理統計学的研究及びその応用に関するものを助ける。

第十五条及び第十六条を次のように改める。

第十五条　削除

（検査官、上席検査官、次席検査官及び検査情報分析官）

第十六条　検査課に、検査官九十九人、上席検査官五人、次席検査官十人及び検査情報分析官一人を置く。

2　検査官は、命を受けて、次に掲げる団体の業務及び会計の検査、農水産業協同組合貯金保険機構、独立行政法人農林漁業信用基金及び株式会社日本政策金融公庫に対する立入検査並びに商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係る立入検査（以下「協同組合等検査」という。）の実施に関する事務を行う。

一　農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び農業協同組合中央会

二　森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会

三　水産業協同組合

四　農業共済組合連合会

五　漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会

六　土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会

七　農林中央金庫

八　農業信用基金協会及び漁業信用基金協会

九　全国農業会議所

十　中央卸売市場を開設する者及び中央卸売市場において卸売の業務を行う者

3　上席検査官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務を総括する。

4　次席検査官は、命を受けて、第二項の事務を行い、及び同項の事務の総括に関し、上席検査官を補佐する。

5　検査情報分析官は、協同組合等検査の実施に必要な専門技術上の事項についての情報の収集、整理及び分析に関する事務を行う。

第一章第一節第二款を削る。

第二十九条の三の見出し中「、国際基準専門官及び国際協力専門官」を「及び国際基準専門官」に改め、同条第一項中「、国際基準専門官三人及び国際協力専門官一人」を「及び国際基準専門官五人」に改め、同条第六項を削り、同条を第十八条とする。